

光市子ども・子育て審議会について

1 審議会の設置及び背景など

平成24年に「子ども・子育て支援法」が制定され、平成27年度からを計画年度とする「光市子ども・子育て支援事業計画」を策定することとなり、有識者、子育て当事者や関係機関等が、当該計画の策定等のプロセスにおいて意見を述べ、積極的に参画・関与できる仕組みとして平成25年4月に「光市子ども・子育て審議会」が設置された。

令和5年4月の「こども基本法」の施行を受け、光市子ども・子育て審議会については、本市のこども施策に係る事務の実施に関する協議及び連絡調整を行う組織としての位置づけとされた。そのため、令和7年4月から実施される「光市こども計画」の策定過程の中で、審議会における協議及び連絡調整が行われた。

2 所掌事項

- (1) 光市こども計画の策定、変更に関する事項、こども施策に関する事項について
- (2) 子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育施設（幼稚園・保育所等）の利用定員の設定について
- (3) 「子ども・子育て支援事業計画」と「次世代育成支援行動計画」の策定や推進に関する事項について
- (4) 小規模な保育施設など（地域型保育事業者）の認可、利用定員の設定について
- (5) その他子ども・子育て支援の推進に関して必要な事項について

3 委員

- (1) 人数 20人以内・・・18人委嘱
- (2) 任期 2年間（今回：令和7年4月1日から令和9年3月31日まで）

4 会議

- (1) 会議は、会長が招集（第1回は市長）
- (2) 会議の議長は、会長（会長欠席の場合は、副会長）
- (3) 委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- (4) 議決を要するときは、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 例規

- (1) 光市子ども・子育て審議会条例（平成 25 年光市条例第 19 号）

・・・別紙資料 1-1

- (2) 光市子ども・子育て審議会条例施行規則（平成 25 年光市規則第 8 号）

・・・別紙資料 1-2